

# 「自助」「共助」「公助」による 災害に強い地域社会の実現を目指して

## 鹿児島県防災対策基本条例の概要

### 個人や家庭の防災対策 自主防災組織の防災対策 事業者の防災対策

「自助」は、自分でできることを、  
自分自身で行うことをいいます。  
自らの命は自ら守るということ  
です。



#### 自助

「共助」は、個人の力だけでは解決が  
困難なことを、住民や事業所、ボラン  
ティアの人たちが地域で協力して行  
うことをいいます。自分たちの地域  
は、自分たちで守るということです。



#### 共助

「公助」は、個人や地域の力では解決でき  
ないことについて、県や市町村、消防、警  
察、自衛隊など、公共機関が行うことを行  
います。特に災害時の「公助」には限界  
があるので、普段から「自助」「共助」の充  
実を図っておくことが重要です。



#### 公助

5月の第4週は県民防災週間です



鹿児島県

# 個人や家庭の防災対策

## ①防災研修や訓練に参加しよう

【第8条第1項】

知らないことや経験のないことは、いざというときにできないものです。日頃から、自主防災組織や県・市町村等が行う研修・訓練に積極的に参加して、防災知識を習得するようにしましょう。



## ②危険箇所や避難所等について知ろう

【第8条第2項】

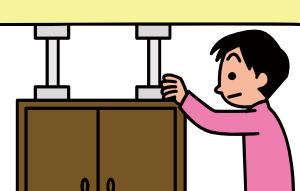
側溝や用水路など思いがけない場所が、災害時にはとても危険な場所になります。また、避難所や避難所までの安全な経路、避難方法が分かっていなければ、避難に手間取り、避難が遅れてしまいます。市町村や自主防災組織が作成している防災マップを利用して、それらを把握するようにしましょう。



## ③自宅の耐震化や家具を固定しよう

【第9条第1・2項】

阪神・淡路大震災では、亡くなった方の9割が、家屋の倒壊や家具類等の転倒によるものでした。自宅について耐震診断を行って、必要な耐震改修を行うとともに、家具の固定にも努めましょう。また、窓ガラスの飛散防止対策にも努めましょう。



## ④災害危険箇所の表示をしよう

【第9条第3項】

所有又は管理している土地などの危険な箇所（水路や防空壕など）には、立ち入り禁止の看板をたてるなど、注意喚起しましょう。



## ⑤ブロック塀等の転倒を防止しよう

【第9条第4項】

これまでの地震では、ブロック塀の転倒により通りがかりの人が犠牲になったり、自宅庭の石灯籠の転倒により住人が犠牲になったりしました。ブロック塀等の工作物についても、安全かどうか点検し、必要に応じて、補強や撤去を行いましょう。



## ⑥非常持出品を用意しよう

【第10条】

大規模災害の場合、食料などの流通や停電の復旧に、数日かかることが予想されます。日頃から、3日分程度の食料や携帯ラジオ・携帯電話など情報収集手段を備え、避難の際には持参するようにしましょう。



## ⑦自主防災活動に参加しよう

【第11条】

地域で、「自主防災組織」を結成するようにしましょう。また、自主防災組織が結成されている地域においては、自分たちの地域は自分たちで守る活動に積極的に参加、協力するようにしましょう。



## ⑧自らの要援護者情報を提供しよう

【第12条】

高齢者や障害者などの要援護者が、災害時の避難の際に、地域の支援が受けられるよう市町村や自主防災組織では、要援護者の避難支援体制の整備を進めています。要援護者は、支援を受けるために必要な自らの情報を提供するよう努めましょう。



## ⑨早めの避難を心がけよう

【第32条第1項】

災害時には、自分から進んで今後の雨の降り方や風の状況、市町村の避難の呼びかけなどの防災に関する情報の収集を行って、雨風が強くなる前、暗くなる前に、地域の人たちと協力しながら、早めの避難を心がけましょう。



## ⑩避難場所では相互に協力しよう

【第32条第2項】

避難場所は、みんなで共同生活を営む所です。  
避難者同士で互いに協力して生活しましょう。



## ⑪危険箇所へ近づかないようにしよう

【第33条】

大雨や暴風の前後に河川や用水路、裏山などに近づいたり、暴風時に外出したりして、犠牲となってしまう人が後を絶ちません。災害時には、災害危険箇所に近づかないようにしましょう。



## ⑫地域の復旧・復興に努めよう

【第42条第2項】

もしも、被災してしまったら、自らの生活の再建に取り組むとともに、地域の災害の復旧・復興に努めましょう。

